

「競争的研究資金制度改革について」(平成15年 総合科学技術会議 意見)より抜粋

(現状)

- 我が国の競争的研究資金制度は、それぞれ外部専門家を中心とした評価システムを有し、研究課題の採択・評価を実施
- 一方、米国をはじめとする諸外国の配分機関は、外部専門家に加えて、研究経歴のある多人数のPO(各制度の個々のプログラムや研究課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経歴のある責任者)やPD(競争的資金制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者)を擁し、プログラムの計画から、最後の評価の段階まで一貫してマネジメントとする体制を徹底
- 「科学技術基本計画」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、研究経歴のある責任者を各配分機関に専任で配置し、競争的資金制度の一連の業務を一貫して、科学技術の側面から責任を持ち得る実施体制が整備されるよう努めるとしている

(提言)

- 各制度において、今後、競争的研究資金の規模に見合う人数のPO・PDを配置し、その責任を果たし得るような身分、処遇を確保する。特に、非常勤や併任といった雇用形態は、過度的な措置とし、とりわけ大型の制度においては、出来るだけ早期に専任へ転換を図る
- 本省の制度においても、適切なマネジメントシステムの確立の観点から、POのみならず、それらを総括するPDを配置することを検討する
- 各制度は、PO・PDの基本的な役割が十分果たし得るマネジメントシステムの構築を行い、第2期科学技術基本計画期間中(平成17年度までに)PO・PDの最終的な配置体制を完了する
(マネジメントシステム構築のための具体的方策は以下3点)

PD・PO制度について

(具体的方策1) PO・PDの役割の明確化

- PO・PDに期待される機能は、課題の採択・評価等における専門性・機動性・戦略性の確保、研究費の執行を含むマネジメント等の説明責任の遂行である(各々の基本的な役割は以下のとおり)
- 各制度の趣旨や目的はそれぞれ異なることを踏まえ、PO・PDの具体的な権限、責任は各制度で位置付け(評価委員会とPO・PDとの適切な役割分担)を検討すること

プログラムオフィサー(PO)の基本的役割

- プログラムの方針(案)(目的、目標、重点テーマ、新規テーマ設定)の作成
- 評価者の専任
- 外部評価(ピアレビュー)に基づき、採択課題候補(案)の作成
(優先順位付け、研究費の査定、研究分担者の必要性、重複の排除)
- 評価内容や不採択理由の開示。それに対する申請者からの質問、不服申立への対応
- 採択課題について、研究計画の改善点の指摘。不採択の申請者にも助言
- 進捗状況や予算執行の状況を把握。必要に応じて、現地調査。
- 研究計画の変更(中止・縮小・拡大を含む)の提言。
- プログラム全体の運営見直し等の提案

プログラムディレクター(PD)の基本的役割

- 競争的研究資金制度におけるマネジメントシステムの向上
- プログラムの方針決定。新規プログラムや新規領域設定を決定
- 各制度内の領域間・分野間・プログラム間等の資金配分額や配分方式(個人研究とグループ研究等の決定)
- 採択課題の決定
- プログラムオフィサー間の調整、プログラムオフィサーの評価

PD・PO制度について

(具体的方策2) PO・PDの確保と育成

- 優れた人材をPO・PDとして確保していくためには、産学官が協力し、PO・PDが研究者のキャリアパスとして位置付けられるように努めて行くことが肝要
 - 大学・公的研究機関は、PO・PDに優秀な人材を輩出、育成に努力する。特に、研究者の評価に際して、PO・PDとしての経験を適切に評価する。
 - 産業界も研究開発マネジメント能力向上の観点から、優れた人材を競争的研究資金のPO・PDとして人材交流を図る。
 - 配分機関においては、PO・PDの適切な業務遂行を可能とするための活動経費の確保等の体制整備を図る。
- 関係各省及び配分機関は、PO・PD育成のための研修を実施(例えば、内外における実務研修)する

(具体的方策3) PD会議の設置

- 総合科学技術会議のイニシアティブにより、各配分機関のPDで構成される会議を設置し、各競争的研究資金制度のマネジメントシステムの向上を図るとともに、課題の不必要な重複の排除や制度間の調整等、我が国の競争的研究資金全体の有機的な運用を図る。

PD・PO制度について

（「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」 （平成19年 総合科学技術会議 基本政策推進専門調査会報告）より抜粋）

（現状）

- 平成15年度以降、PD・POの配置等、欧米を参考にした評価システムの改革が進行
- 平成18年度時点で、
 - PDが32制度（専任は10制度）、延べ52人、
 - POが34制度（専任は18制度）、延べ459人

（問題点）

- PD・POの多くは非常勤であり、かつ、人数が少ない。
- 一部の制度では本省職員が兼務するなどの状況が散見。
→ 当初計画していた役割を十分には果たせていない場合が多い

（提言）

- 競争的資金の評価・配分機能を、本省各課から、各々の制度全体を統括する独立配分機関（原則として独立行政法人）に移行
- 研究機関と配分機関を包含する機関に移管する場合は、利益相反の厳格なマネージメントが不可欠
- 専任のPD・POを、権限と責任を明確化しつつ十分に配置
- 前提として、運営費交付金を効率化する中で競争的資金に配慮するなど、配分機関である独立行政法人がその機能を発揮しやすい環境を整備する必要